2　法第十条の十一の二第一項の規定により同項第二号の契約の締結に関する裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　当該申請に係る要間伐森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

三　当該申請に係る要間伐森林の所在及び面積

四　法第十条の十一の四第四項各号（第一号を除く。）に掲げる事項につき希望する内容

五　その他参考となるべき事項

（裁定の申請の公告）

**第十九条**　法第十条の十一の三第一項の農林水産省令で定める事項は、法第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する裁定の申請にあつては前条第一項各号に掲げる事項とし、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する裁定の申請にあつては前条第二項各号に掲げる事項とする。

（意見書において明らかにすべき事項）

**第二十条**　法第十条の十一の三第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所

二　その者の当該要間伐森林の利用の状況及び利用計画

三　その者が当該要間伐森林について間伐又は保育を実施していない理由

四　意見の趣旨及びその理由

五　その他参考となるべき事項

（裁定の通知及び公告）

**第二十一条**　法第十条の十一の五第一項の通知は、法第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面により、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第四項各号に掲げる事項につき、それぞれしなければならない。

2　法第十条の十一の五第一項の公告は、法第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第二項各号に掲げる事項につき、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第四項各号に掲げる事項につき、それぞれしなければならない。

3　前項の公告は、公報その他所定の方法によりするものとする。

（森林所有者を確知することができない場合における裁定の申請）

**第二十二条**　法第十条の十一の六第一項の規定により裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　当該申請に係る要間伐森林の所在及び面積

三　法第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号（第一号を除く。）に掲げる事項につき希望する内容

四　その他参考となるべき事項

（森林所有者を確知することができない場合における裁定の通知及び公告）

**第二十三条**　法第十条の十一の六第三項の規定による通知は、同条第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号に掲げる事項を記載した書面によりしなければならない。

2　法第十条の十一の六第三項の規定による公告は、同条第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号に掲げる事項につきしなければならない。

3　前項の公告は、公報その他所定の方法によりするものとする。